

ご存じですか?「学生納付特例制度」



日本国内に住む全ての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生は所得が少ないなどの理由で保険料を納めることが経済的に困難な場合が多いため、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

- 対象者** 大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限が1年以上の課程)に在学する学生で、本人の前年所得が一定以下の方
- 申請方法** 村民課又は年金事務所で手続きができます。マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルから電子申請も可能です。
※電子申請を利用するには、マイナポータルの利用登録が必要です。
- 必要書類** ・学生証又は在学証明(必ず原本)
・本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証など)
- 審査結果** 申請後、日本年金機構から約2～3か月後に審査結果のハガキが送付されます。

未納のままだとどうなるの?

年金は65歳以上の老後に受け取るだけではありません。この申請をされず保険料が未納のままだと、万が一、病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金が受け取れなくなる可能性があります。※障害基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。

●障害基礎年金の年額(令和7年度)

1級・・・1,036,625円 / 2級・・・829,300円

※障害年金の等級は身体障害者手帳の等級ではなく、国民年金法に定められている等級です。



承認された場合、将来受け取る年金はどうなるの?

その期間は、将来受け取る年金の受給資格(年数)に計算されます。ただし、年額には計算されません。

承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納める(追納)ことができます。

※承認の翌年度から起算し3年度目以降に追納する場合、承認当時の保険料に加算額がプラスされます。



ろう難聴者へのサービスについて

広報おんな3月号20ページに掲載の「遠隔手話通訳」は、お近くの年金事務所でのご利用になります。ご利用の際は、事前の電話予約が必要です。

お問い合わせの際は、基礎年金番号通知書又はマイナンバーが分かるものをご用意ください。

お問い合わせ: 名護年金事務所 ☎0980-52-2522 ②番→②番
村民課 年金係 ☎966-1205